

行政機関による法令適用事前確認手続（日本版ノーアクションレター制度）の実施状況調査の結果（平成16年度）

総務省は、平成16年度の各府省における「行政機関による法令適用事前確認手続」（いわゆる「日本版ノーアクションレター制度」）の実施状況について調査を行い、その結果を取りまとめました。

今回の調査は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）等に基づくもので、4回目の結果公表となります。

調査結果の概要

- 平成16年度中に、各府省等が、法令適用事前確認手続による国民等からの照会に対し回答及びその結果の公表を行った案件は、23件（15年度比3件増）
- 府省別内訳は、以下のとおり

府省名	照会・回答件数	関係法令名 ※（ ）内は件数
金融庁	9	証券取引法（2）、保険業法（3）、自動車損害賠償保障法（1）、前払式証票の規制等に関する法律（1）、銀行法（3）、確定拠出年金法（1）
経済産業省	12	輸入貿易管理令（3）、電気事業法（3）、火薬類取締法（5）、揮発油等の品質の確保等に関する法律（1）
国土交通省	2	貨物自動車運送事業法（1）、貨物利用運送事業法（1）

（注）1件の照会で複数の法令について照会しているものがあるため、関係法令名欄の件数の合計は照会・回答件数欄と一致しないこともある。